② 本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

③ 本業務は、BIM（Building Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的として実施するCIM対象業務である。

④ その他については、電子入札留意事項によることとする。

２ 競争参加資格

⑴ 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵ 首都高速道路株式会社における2023・2024年度競争参加資格の「建築設計」の認定を受けている者であること。

⑶ 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項１⑾イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

⑷ 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成25年度以降に完了した業務において、延べ面積10,000㎡以上の新築実施設計業務の実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術資格　建築士法（昭和25年法律202号）による一級建築士とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ一級建築士相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績　平成25年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：換気所若しくは延べ面積10,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築設計

類似業務：上記以外の用途で延べ面積10,000㎡以上の新築設計

※新築設計とは、新築基本設計又は新築実施設計をいう。

ハ 手持ち業務量　令和５年８月16日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

令和５年８月16日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で５億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

ａ）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

ｂ）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ｃ）当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者

ｄ）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑸ 業務実施上の条件　参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

３ 技術提案書の評価基準

⑴ 技術提案書による評価

① 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格

② 予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績

③ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量

⑵ 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

① ヒアリング対象者

イ 予定管理技術者

② 評価項目

イ 専門技術力の確認

ロ 業務への取組姿勢の評価

ハ コミュニケーション力の評価

４ 手続等

⑴ 担当部局　首都高速道路株式会社　更新・建設局　総務・経理課　〒101―0054 東京都千代田区神田錦町２－２－１（神田スクエア17階）ＴＥＬ：03―6803―3696　ＦＡＸ：03―6803―3755

⑵ 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

① 交付期間：令和５年８月16日（水）から令和５年８月31日（木）午後４時まで

② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
https://www.shutoko.co.jp/business/bid

③ 交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶ 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：令和５年８月16日（水）午前10時から令和５年８月31日（木）午後４時まで

参加資格確認資料（様式１～５）

＜持参の場合＞

・受付期間：令和５年８月16日（水）から令和５年８月31日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

＜郵送の場合＞

・受付期間：令和５年８月16日（水）から令和５年８月30日（水）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記４⑴に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

② 紙入札による場合

参加表明書及び参加資格確認資料

＜持参の場合＞

・受付期間：上記⑶①＜持参の場合＞のとおり。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

＜郵送の場合＞

・受付期間：上記⑶①＜郵送の場合＞のとおり。

・郵送方法：上記⑶①＜郵送の場合＞のとおり。

・受付場所：上記４⑴に同じ。